

料 金 の 考 え 方

1 料金徴収の根拠

料金（公の施設の使用料）は、地方自治法第 225 条の規定によって、公の施設の利用に対する反対給付として徴収するものである。

地方自治法（抜粋）

（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

2 徴収した料金の使途

施設の維持管理費（廃船処理費も含む。）に充てていくものとする。

3 施設の整備

小型船舶用泊地への係船環等の必要な設備については、各地区の状況に応じて、防波堤、護岸等の維持修繕と合わせて、順次、整備していくものとする。

4 料金徴収開始時期の統一

小型船舶用泊地の指定及び使用許可、並びに放置等禁止区域の指定は、順次行うこととするが、使用料の徴収については、泊地指定の先行地区と未指定地区とで、開始時期に差が生じることは、公平性の点から使用者の理解を得ることが難しいため、平成 34 年度までに全県の泊地指定を完了させた後、平成 35 年度から一斉に開始する方向で検討する。

【一斉徴収開始による効果】

- 円滑な許可制度の導入を図り、放置艇を順次、県の監督下に置くことにより、適正な保管状態を早期に、かつ、着実に実現することができる。
- 先行地区から未指定地区への新たな流入を防止し、混乱の発生を回避することができる。

5 料金水準

平成 30 年度実施予定の県内実態調査の結果を踏まえ、泊地施設の利用環境を整えるために必要となる維持管理費、廃船処理費等の見込みや、県整備の係留保管施設及び民間マリーナの料金との均衡、並びに他県の先行事例を、総合的に勘案して決定する。

【参考】他県聴取事項（H29年11月）

	A県	B県	C県	D県
施設概要	◆県により係船環及び係船杭を設置	【当初】既存ストックを活用 【現在】県により係船環等の整備を開始（一部泊地）	【当初】既存ストックを活用 【現在】県により係船環がない箇所を整備（H28～）	◆既存ストックを活用（一部で県により係船環を整備）
	〔係留施設〕 ◆係留保管の適正化に関する条例制定（H20.3）以降，順次整備 ◆整備後，順次使用料の徴収開始	〔小型船舶用泊地〕 ◆H17から泊地指定開始 ◆全県で泊地指定完了後のH20から使用料徴収開始	〔小型船舶用泊地〕 ◆H27に放置艇削減計画を策定 ◆恒久施設整備までの暫定的係留保管場所を確保しH34までに収容の計画	〔小型船舶用泊地〕 ◆H10から泊地指定
使用料	3,000～7,275円/月	2,400～4,800円/月	3,187～3,750円/月	583～4,833円/月
算定根拠	◆整備費（係船環・係船杭）＋維持管理費＋管理運営費（清掃費，事務費，人件費） ※ 随時，港湾ランクや諸条件設定により改定	◆先行実施の自治体の設定した額を参考	◆先行実施の自治体の設定した額を参考（一部箇所のみ徴収開始済） ◆他の箇所はH34年度までに使用料を設定し徴収開始予定	◆制度開始から年次が経過しており不明
意見望	◆徴収開始以後，水道や駐車場の整備，段差の解消などについて要望	◆使用料を支払う以上は管理，整備面で県の対応を求める意見	◆特になし	◆漁船に比較してプレジャーボートの料金が高いとの意見
徴収開始時期	◆係船環及び係船杭を整備次第，その箇所から徴収開始	◆先行して泊地指定する箇所と後発の箇所との間に不公平が生じるとの意見があり，全県で泊地指定が完了してから一斉に徴収を開始	◆先行事例を参考に，泊地指定の前後で料金徴収の開始時期に差が生じるのは望ましくないとの判断から，一部箇所を除き全県で泊地指定が完了してから徴収を一斉に開始する予定	◆経過措置として段階的に増額していき5年目で満額を徴収
地元住民	◆使用料について他の利用者と一律取扱	◆使用料について他の利用者と一律取扱	◆使用料について特例扱いの予定なし	◆使用料について他の利用者と一律取扱
廃船処理財源	◆使用料を特定財源化していない	◆使用料を特定財源化していない	◆使用料を特定財源化する予定はない	◆使用料を特定財源化していない
管理委託	◆一部で漁協に使用料徴収，清掃等を管理委託 ◆使用料収入の半額が委託料	◆権限移譲により大部分の地方港湾を市町村が管理	◆県の直営で管理の予定	◆大部分を市町村に権限移譲 ◆一部で漁協に使用料徴収等の事務を委託